

補助金等に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告(要旨)
- 利用料金等を徴収する施設の整備に対する補助金を中心として -

勧告日：平成13年10月19日

勧告先：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省

実施時期：平成11年12月から13年10月

(行政評価・監視の目的等)

この行政評価・監視は、補助金等の効果的かつ効率的な使用及び補助事業の実施の透明性を確保する観点から、採択審査の実施状況、補助対象施設の利用状況、補助事業の目的の達成や効果等に関する評価の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

調査対象機関：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省
都道府県、市町村、関係団体等

調査対象補助金：5省10目(調査施設：489施設、国庫補助額：293億円)

地方公共団体又は民間団体が行う利用料金等を徴収する施設(国民・地域住民の利用に供する宿泊施設、地域産品販売施設等の施設)の整備に対する補助金のうち、交付件数が多いもの

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金

文部科学省：社会体育施設整備費補助金

農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金等5補助金

経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金等2補助金

環境省：自然公園等整備費補助

(勧告の概要)

1 補助事業の効果的な実施

ア 補助事業の採択審査の実施状況等

- ・ 補助事業の採択に当たっては、施設の利用がどの程度見込まれるかについて厳正な審査を行うことが必要
- ・ 利用見込みについては、補助事業が実施される地域の近隣地域における同種・類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を踏まえ設定することが重要

施設の利用見込みを審査する仕組みが未整備なもの(1省1補助金)

施設の利用見込みを審査する仕組みはあるが、利用見込みの内容が不十分

施設の種類に対応した的確な指標(例えば、宿泊施設・簡易宿泊施設：利用室・棟数、地域産品販売施設：販売額)を用いた利用見込みを設定することとされていないもの、あるいは、その設定が不十分なもの(4省8補助金)

近隣地域における補助対象施設と同種又は類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を的確に踏まえた利用見込みを設定することとされていないもの(4省7補助金)

以上のこともあって、採択施設の中に利用状況からみて補助効果の発現が不十分なものあり

(4省9補助金)

- 施設の利用見込みを審査する仕組みが未整備の補助金(1)
稼働実績が把握できた6施設のうち5施設の稼働率は1割以下(他の1施設は2割)
- 施設の利用見込みを審査する仕組みはあるが、利用見込みの内容が不十分な補助金(8)

(調査対象441施設)

利用見込みに対する利用実績が3年間把握できた244施設のうち、

- 3年間とも利用実績が利用見込みに達していないもの:126施設
(51.6パーセント)
- 3年間とも利用実績が利用見込みの50パーセント未満のもの:53施設

(21.7パーセント)

イ 施設の利用に関する指導状況等

補助金により整備された施設の利用状況を定期的に報告する仕組みが整備されておらず、また、このため、施設の利用についての指導も行われていないもの(5省7補助金)

利用状況を報告する仕組みはあるが、施設の利用状況を的確に表す指標(例えば、宿泊施設・簡易宿泊施設:利用室・棟数)を用いて報告するものとなっていないもの(1省3補助金)

勧告要旨

ア 補助事業の採択審査

1. 補助事業の採択において、施設の利用見込みを審査する仕組みを整備し、的確な利用見込みに基づく厳正な採択審査を行うこと。
農林水産省:林業地域総合整備事業費補助
2. 施設の利用見込みを審査する仕組みにおいて、以下の措置を講じ、的確な利用見込みに基づく厳正な採択審査を行うこと。
 - i) 整備される施設の種類に対応した的確な指標を用いた利用見込みを設定させるものとする。

総務省:過疎地域活性化施設整備事業費補助金、農林水産省:振興山村開発特別事業費補助金、山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、経済産業省:産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省:自然公園等整備費補助

- ii) 近隣地域における補助対象施設と同種又は類似の施設の数、利用状況等を基にした需給動向を的確に踏まえた利用見込みを設定させるものとする。

総務省:過疎地域活性化施設整備事業費補助金、農林水産省:振興山村開発特別事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金、経済産業省:産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省:自然公園等整備費補助

イ 施設の利用に関する指導等

1. 補助対象施設の利用状況を定期的に報告する仕組みを整備し、利用状況

からみて補助効果の発現が著しく不十分な施設について適切な利用が図られるよう補助事業者等を指導すること。

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、文部科学省：社会体育施設整備費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、林業地域総合整備事業費補助、経済産業省：産業再配置促進施設整備費補助金、電源地域産業再配置促進費補助金、環境省：自然公園等整備費補助

2. 施設の利用状況を報告する仕組みにおいて、補助対象施設の種類ごとにその利用状況を的確に表す指標を用いて報告させるものとする。

農林水産省：山村等振興対策事業費補助金、林業構造改善事業費補助金、沿岸漁業構造改善事業費補助金

2 補助事業の事後評価等の推進

- ・ 中央省庁等改革基本法(第44条)：政府は、補助金等の見直しを行うに当たっては、補助の効果をできる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備すること
- ・ 「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)：各省庁は、国庫補助負担金の目的の達成状況、効果の実態調査等を適時に行い、これに基づき具体的な改善措置を講ずる仕組みとする

補助事業について目的の達成や効果等に関する評価(以下「事後評価」という。)を実施し、評価結果を補助事業の企画立案に反映させる仕組みが未整備なもの(4省4補助金)

補助事業の事後評価結果を公表する仕組みが未整備なもの(4省4補助金)

勧告要旨

1. 補助事業の事後評価を実施し、評価結果を補助事業の企画立案に反映させる仕組みを整備すること。また、事業評価の実施に当たっては、補助金により整備された施設の利用状況自体についても評価を実施すること。
2. 補助事業の事後評価結果を公表する仕組みを整備すること。

総務省：過疎地域活性化施設整備事業費補助金、文部科学省：社会体育施設整備費補助金、農林水産省：振興山村開発特別事業費補助金、環境省：自然公園等整備費補助